

長浜市告示第6号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により、同法第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者として次のとおり指定しましたので、同法第24条の37第1号の規定により告示します。

令和8年1月1日

長浜市長 浅見 宣義

- 1 指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事業所の所在地
(名 称) 合同会社コミュニティサクセション
(主たる事業所の所在地) 滋賀県長浜市西浅井町庄1032番地1
- 2 事業所の名称及び所在地
(名 称) 相談支援ミラクルクエスチョン
(所 在 地) 滋賀県長浜市西浅井町庄1032番地1
- 3 指定の有効期限
令和8年1月1日から令和13年12月31日まで
- 4 サービスの種類
障害児相談支援
- 5 事業の主たる対象者
特定なし
- 6 事業者番号
2570300232